学校教育法施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四条第二項第三号の政令で定める事項） 第二十三条の二　法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、次に掲げるもの イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更 ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの 五　私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、次に掲げるもの イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更 ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項	（法第四条第二項第三号の政令で定める事項） 第二十三条の二　法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の収容定員（通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの （新設） （新設） 五　私立の大学の学部又は法第百八条第二項の大学の学科の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの （新設） （新設）

の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

六・七　（略）

八　私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、次に掲げるもの

イ　当該収容定員の総数（ロにおいて「総数」という。）の増加を伴わない学則の変更

ロ　総数の減少を伴う学則の変更（当該変更に係る法第四条第二項の規定による届出と同時に第四項の規定による届出が行われたものに限る。以下このロにおいて「減少変更」という。）後七年以内に行われる総数の増加を伴う学則の変更であつて、その増加後の総数が減少変更前の総数を超えないもの

2・3　（略）

4　私立の大学又は高等専門学校の設置者は、第一項第四号イ、第五号イ又は第八号イに規定する学則の変更（当該収容定員の総数の減少を伴うものに限る。）に係る法第四条第二項の規定による届出を行う場合において、第一項第四号ロ、第五号ロ又は第八号ロに規定する学則の変更に関する計画を有するときは、当該届出と同時に、その旨を文部科学大臣に届け出ることができる。

六・七　（略）

八　私立の高等専門学校の収容定員に係る学則の変更であつて、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

（新設）

（新設）

2・3　（略）

（新設）